

住宅型有料老人ホーム事務手続フロー

手続き	設置予定者	福祉指導課
「開発許可又は建築許可申請前」もしくは「建築確認申請前」	事前相談	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 有料老人ホームの設備基準等の確認、相談 </div>
	事前協議1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事前協議1 様式提出 ※「様式第1号 事前協議等における主な添付書類一覧」参照 </div> → 提出 → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 受付・審査 </div> <div style="border: 2px dashed yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※事前協議の予約をしてください。 ※書類の補正等が必要な場合は複数回協議を行う必要があります。 </div>
「開発許可又は建築許可申請後」もしくは「建築確認申請後」	事前協議2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事前協議2 様式提出 ※「様式第1号 事前協議等における主な添付書類一覧」参照 </div> → 提出 → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 受付・審査 </div> <div style="border: 2px dashed yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※事前協議の予約をしてください。 ※書類の補正等が必要な場合は複数回協議を行う必要があります。 </div>
	建築確認後	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 設置届提出 ※「様式第2号 有料老人ホーム設置届出書」参照 </div> → 提出 → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 受付・審査 受理通知の交付 </div> ← 補正・交付 ← <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 設置届提出 </div> <div style="border: 2px dashed yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※審査、補正には2か月程度の期間を要します。 ※提出された書類を福祉指導課で審査し、必要に応じて補正をしていただきます。 ※受理通知の交付後に入居募集を行ってください。 </div>
	開設前の現地確認	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 開設日までに福祉指導課職員が施設に伺い、設備基準を確認させていただきます。 </div>



開設

・基本的には、上記フローの通りに手続きを行いますが、これによりがたい事情がある場合はご連絡ください。
 ・サービス付き高齢者向け住宅の設置の手続きについては、本市住宅課にお問い合わせください。

高槻市健康福祉部福祉指導課
 TEL：072-674-7821